令和８年８月２７日からの大雨に伴う

被災者支援

ドローンを使った孤立集落への物資輸送

氷　　見　　市

令和８年１０月１９日更新

目　　次

ページ番号

◆総合相談・り災証明
１　被災に関する困りごとの各種相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　り災証明の発行手数料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

◆見舞金・生活支援・資金貸付け
３　災害見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
４　知事見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
５　災害障害見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
６　災害弔慰金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
７　被災者生活再建支援金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
８　各種補助金などの申請書作成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
終了生活必需品の給与・貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
終了学用品の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
終了入浴支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
９　災害サポート・レンタカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
１０　自動車の貸出し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
１１　災害援護資金の貸付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
１２　災害復旧資金の貸付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

◆建物などの解体・撤去・災害ごみ・感染症対策
１３　損壊家屋等の解体・撤去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
１４　危険老朽空き家等解体の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
１５　災害ごみや土砂・流木等撤去等支援（自治会）・・・・・・・・・・　19
１６　自治会で回収した災害ごみの臨時収集・・・・・・・・・・・・・・　20
１７　災害ごみの仮置場の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
１８　災害ごみの処理手数料無料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
１９　宅地土砂等の集積場の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
２０　敷地の堆積土砂等撤去にかかる支援・・・・・・・・・・・・・・・　27
２１　浸水した家屋の消毒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

◆住宅の確保
２２　住宅の応急修理（部分修理）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
２３　宅地等の復旧工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
２４　宅地の堆積土砂撤去等支援（個人）・・・・・・・・・・・・・・・　31

２５　浄化槽の修理等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
２６　賃貸型応急住宅の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
２７　変更市営住宅の一時提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
２８　県営住宅の一時提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
２９　住宅の取得支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
３０　住宅のリフォーム支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

◆地域インフラ復旧支援
３１　地域コミュニティセンター復旧支援(拡充)・・・・・・・・・・・ 38
３２　地域生活基盤復旧整備等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

◆事業者・農業者・林業者・漁業者への支援
３３　事業者向けの災害に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・ 40
３４　被災届出証明書（事業者用）の発行・・・・・・・・・・・・・・・ 41
３５　運転資金・設備資金を融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
３６　県融資制度「災害対応資金」に係る保証料の支援・・・・・・・・ 43
３７　災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援・・・・・・・・・ 44
３８　被災事業者の再建に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
３９　被災介護施設等サービス継続支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
４０　ブルーシート等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
４１　災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援（農業者）・・・ 48
４２　被災した水稲のほ場における作付け支援・・・・・・・・・・・・ 49
４３　果樹・野菜等の被害に対する対策支援・・・・・・・・・・・・・ 50
４４　被災農業者施設等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
４５　農業経営安定資金に対する利子補給・・・・・・・・・・・・・・・ 52
４６　市単土地改良事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
４７　災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援（林業者）・・・ 54
４８　災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援（漁業者）・・・ 55

◆災害ボランティア
４９　災害ボランティアによる家屋の片づけなどの困りごとの支援・・ 56
５０　送風機の貸出し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

◆市税の減免など
５１　上下水道料金の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

５２　固定資産税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
５３　市民税（個人）の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
５４　国民健康保険税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
５５　追加自動車税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
５６　納税（徴収）猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
５７　介護保険料の減免・納付（徴収）猶予・・・・・・・・・・・・・・ 64
５８　介護保険利用者負担額の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
５９　障害福祉サービス等の利用者負担額の減免・・・・・・・・・・・ 66
６０　保育料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
６１　国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予・・・・・・・・・・・ 68
６２　後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予・・・・・・・・・・・・ 70
６３　後期高齢者医療保険一部負担金の減免・徴収猶予・・・・・・・・ 71
６４　国民年金保険料の納付免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

１　被災に関する困りごとの各種相談

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨の被災等に関する困りごとについて、総合案内窓口にて相談を受けて、担当課に案内します。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　市民課
市民サービス・相談担当
℡７４－８１００
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shimin@city.himi.lg.jp

２　り災証明の発行手数料の免除

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害で、公的支援や保険請求などの申請手続きに必要となる建物の被災の程度を表す証明書を発行します。

◆対象者

市内に家屋等をお持ちで今回の大雨で被害を受けられた方

◆申請に必要なもの

⑴　申請書（窓口にあります。市のＨＰからダウンロードもできます。）
⑵　本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
⑶　被害状況がわかる写真（印刷・現像したもの）

◆助成金額

証明書の発行にかかる手数料は無料です。

◆申請期間

令和８年１１月３０日まで

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
総務部　税務課
資産税担当
TEL７４－８０４５
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：zeimu@city.himi.lg.jp

３　災害見舞金の支給

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で住家が被害を受けられた世帯の世帯主に対して、被害の程度にあわせて災害見舞金を支給します。

◆支給対象者

災害発生時において当該住家に現に居住していた世帯主

◆支給額

り災証明書	金額
全壊	１００，０００円
大規模半壊、中規模半壊、半壊	５０，０００円
床上浸水（準半壊等）	５０，０００円
一部損壊	２０，０００円

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　福祉介護課
長寿生活支援担当
℡７４－８１１１
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

４　知事見舞金の支給

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で住家が被害を受けられた世帯の世帯主に対して、知事見舞金を支給します。

◆支給対象者

災害発生時において当該住家に現に居住していた世帯主

◆支給額

り災証明書	金額
全壊	１００，０００円
大規模半壊、中規模半壊、半壊	５０，０００円
床上浸水	５０，０００円

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部福祉介護課
長寿生活支援担当
℡７４－８１１１
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

５　災害障害見舞金の支給

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害で心身に重度の障害を受けた市民の方に災害障害見舞金を支給します。

◆支給対象者

被災当時氷見市に住所を有し、災害により下記に掲げる障害を受けた方

・両目が失明した方
・そしゃく及び言語の機能を廃した方
・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
・両上肢をひじ関節以上で失った方
・両上肢の用を全廃した方
・両下肢をひざ関節以上で失った方
・両下肢の用を全廃した方
・精神又は自身の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記の各症状と同程度以上と認められる方

◆支給額

・重度の障害を受けた方が世帯の生計維持者であった場合は２５０万円
・その他の方は１２５万円

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　福祉介護課
長寿生活支援担当
TEL７４－８１１１
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

６　災害弔慰金の支給

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害により死亡し、被害を受けた当時氷見市に住所があった方のご遺族に、災害弔慰金を支給します。

災害と死亡との間に相当の因果関係がある場合に対象となりますので、該当すると思われる方は、福祉介護課までご相談ください。

◆支給対象者

令和８年８月２７日からの大雨により死亡した方のご遺族

⑴　配偶者、子、父母、孫、祖父母

⑵　⑴のいずれもおられない場合は兄弟姉妹（ただし、死亡した方と死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限ります。）

◆支給額

・死亡した方が生計維持者であった場合は、５００万円

・その他の方は２５０万円

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階

市民部　福祉介護課

長寿生活支援担当

℡７４－８１１１

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

７　被災者生活再建支援金の支給

◆制度の内容

令和８年８月２７日からの大雨により、住宅が全壊、半壊又は居住不能となった世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金が被災者生活再建支援法人から支給されます。また、同法の対象とならない半壊、準半壊及び一部損壊に対しても、富山県または氷見市から支給されます。

◆支給対象

次のいずれかに該当する世帯（り災証明書により確認）

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

⑥住宅が半壊し、損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに居住することができる世帯（半壊世帯）

⑦住宅が半壊に至らない準半壊世帯

⑧住宅が準半壊に至らない一部損壊世帯。

※⑤、⑥、⑦、⑧は、費用の自己負担が発生したものに限ります。

※住宅以外の被害に係るものは除きます。

◆支援金の支給額

別表のとおり

◆申請期間

基礎支援金　令和９年９月２６日（災害のあった日から１３ヶ月）

加算支援金　令和１１年９月２６日（災害のあった日から３７ヶ月）

◆申請書提出先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階

市民部　市民課

市民サービス・相談担当

TEL７４－８０１０

Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shimin@city.himi.lg.jp

別表

◆支援金の支給額

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td colspan="4">被災者生活再建支援法（A＋B）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A
基礎支援金</td><td colspan="3">B加算支援金（①～③のいずれか）</td></tr>
<tr><td>①賃借</td><td>②補修</td><td>③建設・購入</td></tr>
<tr><td>①
②
③</td><td>・全壊
・解体
・長期避難</td><td>100万円</td><td rowspan="2">50万円</td><td rowspan="2">100万円</td><td rowspan="2">200万円</td></tr>
<tr><td>④</td><td>大規模半壊</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>中規模半壊</td><td>－</td><td>25万円</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>半壊</td><td>－</td><td>25万円</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>準半壊</td><td>－</td><td>10万円</td><td>25万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>一部損壊</td><td>－</td><td>5万円</td><td>5万円</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="4">1人世帯の場合は上記の金額の3/4</td></tr>
</table>

８　各種補助金などの申請書作成支援

◆事業の内容

被災に係る各種補助金等の申請に当たり、その申請書の作成が困難と認められる高齢者世帯等を対象に、その作成を富山県行政書士会と連携し無料で行います。

◆支援対象者

氷見市内に住所を有し、各種補助申請書類の作成が困難と認められる高齢者等

◆支援の流れ

⑴　申請書の作成を依頼したい方は、次の行政書士会の代表の事務所にご連絡ください。

事 務 所 名	事務所の所在地	連絡先 （携帯電話）
行政書士法人いま結	氷見市鞍川３７２番地	７３－９３６８ (090-9442-8889) (090-6270-0657)
宮下社会保険労務士行政書士事務所	氷見市朝日丘８番８８号	７４－６１３０ (080-3695-2099)
飯野道子行政書士事務所	高岡市丸の内１番４０号 高岡商工ビル内	２６－２５１１ (090-1913-9939)

⑵　上記の事務所でご相談を受け付けた後、富山県行政書士会高岡支部の会員の皆さんが、各種申請書等の作成をお手伝いします。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
企画政策部　地域振興課
地域活力担当
TEL７４－８０１３
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：chiikishinkou@city.himi.lg.jp

終了生活必需品の給与・貸与

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被害を受けた世帯に対し、生活上必要な衣服、寝具その他生活必需品を支給・貸与します。

◆支給対象者

今回の大雨により「準半壊」以上の被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯

◆対象品目

被服、寝具、衛生用品、台所用品、掃除・洗濯用品等の生活必需品

◆助成金額

現物での給与又は貸与

被害状況及び世帯の人数により上限あり

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階

市民部　福祉介護課

長寿生活支援担当

℡７４－８１１１

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

終了学用品の給与

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被災した児童生徒に対して、必要な学用品を給与します。

◆対象者

住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒

※り災証明書の写しの提出が必要です。（後日提出可）

◆対象品目

⑴　正規の教材（ワークブック、辞書、図鑑等、学校にて有効適切なものとして使用している教材）

⑵　ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具

⑶　傘、靴、長靴等の通学用品

⑷　運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

◆給付限度額

⑴　実費

⑵～⑷　小学校、義務教育学校（前期課程）児童　５，５００円以内
　　中学校、義務教育学校（後期課程）生徒　５，８００円以内

※一人当たりの現度額です。これを超える場合も、認められる場合があります。

◆申請先

通学している各小学校、中学校及び義務教育学校

◆留意事項

⑴　現物支給です。メーカー等の指定はできません。また、すでにご用意されたもの、汚れを落とす等により使用可能である学用品については、給与対象外となります。

⑵　災害救助法に基づき、国との協議のうえ決定するため、必ず給与されるとは限りません。

⑶　給与完了期限は令和８年１０月９日です。

◆問い合せ先

市庁舎　Ａ棟１階
教育委員会事務局　学校教育課
TEL７４－８２１３
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：gakkoukyouiku@city.himi.lg.jp

終了入浴支援

◆内　　容

令和８年８月２７日からの大雨による災害により、住居が床上浸水の被害を受けた方を対象に、割引した料金で温泉に入浴ができます。

◆必要なもの

り災証明書又はり災証明申請書の写し（施設の受付で提示）

＊マイナポータルで申請された方は、申請書の画面及び床上浸水の分かる写真等を合わせて施設の受付で提示してください。

◆入　浴　料

割引後の料金　大人：３００円（中学生以上）
　　小人：無料

◆対 象 施 設

・総湯　平日　　午前１０時～午後１１時
　　土・日・祝日　午前　７時～午後１１時
・磯波風　　午前１１時～午後　５時
・ひみのはな　　午前１０時～午後　４時３０分
　　※９月１５日(火)と２４日(木)は正午から

◆期　　限

令和８年９月３０日まで

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
産業振興部　商工観光課
観光交流担当
TEL７４－８１０６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shokokanko@city.himi.lg.jp

９　災害サポート・レンタカー

◆内容

豪雨災害により被災された方を対象とした無償のレンタカー支援

◆貸出期間

（軽・普通）乗用車　　最長１か月間

トラック・軽トラック　最長３日間

※貸し出し状況により日程調整が必要なため、必ずしも希望の日時に予約できるとは限りませんのでご注意ください

◆貸出場所

市民課

◆電話受付

午前１０時～午後４時（水・日曜・祝日はお休み）

◆対応日時

月・火・木・金曜日（午前１０時～午後４時）

◆期間

令和８年１２月２５日まで

◆申請先及び問い合せ先

一般社団法人　日本カーシェアリング協会

℡０５０－５７９９－４７４０

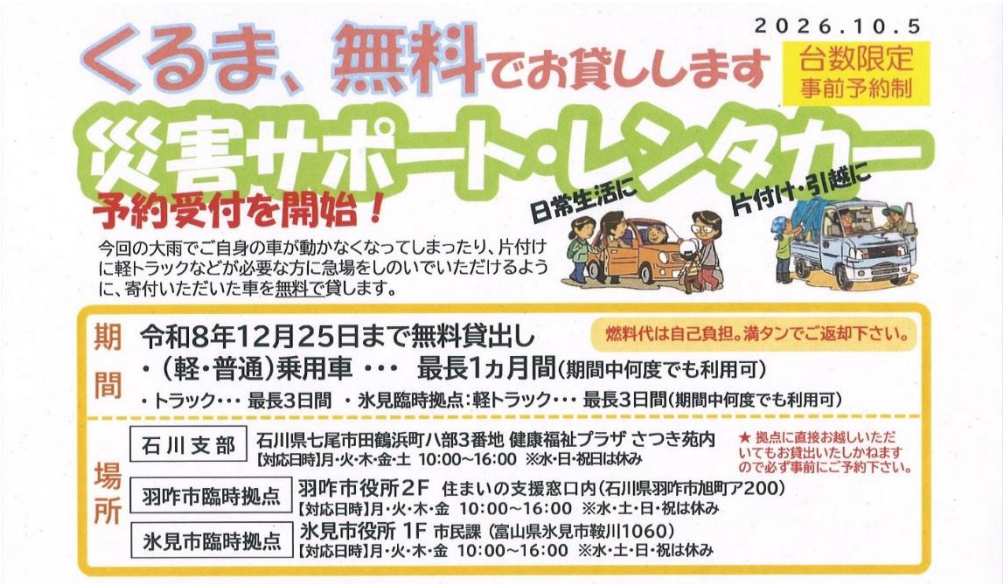

１０　自動車の貸出し

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により自動車が故障等の被害を受け、短期的に車両が必要な方へ、車両を無償貸与します。

貸出期間：２日間まで

◆営業日

水曜日～日曜日（午前９時３０分～午後６時１５分）

◆問い合せ先

高岡市赤祖父６７６
高岡三菱自動車販売　罹災支援窓口
℡２５－２８２８

１１　災害援護資金の貸付け

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸し付けます。

◆貸付対象者

今回の大雨で、療養に要する期間がおおむね１か月以上の世帯の世帯主又は住居、家財に被害を受けた方

◆貸付限度額等

貸付限度額

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財及び住居に損害なし	０円	１５０万円
家財の三分の一以上の損害	１５０万円	２５０万円
住居の半壊・大規模半壊	１７０万円 （２５０万円）	２７０万円 （３５０万円）
住居の全壊	２５０万円 （３５０万円）	３５０万円
住居の全体が滅失、流失等	３５０万円	３５０万円

所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
１人	２２０万円未満
２人	４３０万円未満
３人	６２０万円未満
４人	７３０万円未満
５人以上	１人増すごとに７３０万円に３０万円を加算した額未満

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、１，２７０万円未満。

◆貸付利率

連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人を立てない場合は、年１．５％
（据置期間は無利子）

◆償還期間

１０年　　据置期間はそのうち３年（特別な事情がある場合は５年）

◆償還方法

年賦、半年賦または月賦。元利均等償還（繰上げ償還可）

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　福祉介護課
長寿生活支援担当
TEL７４－８１１１　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

１２　災害復旧資金の貸付け

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で被害を受けた方に対し、北陸労働金庫（北陸ろうきん）が、住宅や生活の復旧に必要な資金を特別金利で貸し付けます。（災害救援ローン【無担保】）

◆対象者

今回の大雨で被害を受けた方で、北陸労働金庫の取引資格を有する方

※　ご本人又は三親等以内のご親族のための資金が対象です。

※　原則として勤続１年以上で、最終返済時の年齢が満７６歳未満の勤労者に限ります。

◆貸付限度額

５００万円以内（１万円単位）

◆貸付利率

年０．９５％（固定金利型）

※　別に保証料が年０．２５％必要です。担保は不要です。

◆貸付期間

生活資金を含む場合　１０年以内

住宅資金のみの場合　１５年以内

※　いずれも元金返済据置（６か月以内）を含みます。年金生活者の方は３年以内です。

◆取扱期間

令和８年８月２７日から令和１０年３月３１日まで

◆その他

※　り災証明書は、本人申告（金庫所定様式）による取扱いとなります。

※　審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

◆申込先及び問い合せ先

北陸労働金庫（北陸ろうきん）の各営業店

ホームページ　https://hokuriku.rokin.or.jp/

１３　損壊家屋等の解体・撤去

◆事業の概要

令和８年８月２７日からの大雨で被害を受けた家屋等で、り災・被災証明書の被害の程度が「全壊」のものについて、所有者の申請に基づき、解体・撤去の支援を行います。

◆公費解体の対象要件

り災・被災証明書の被害の程度が「全壊」であること。

◆申請方法（相談・受付）

※「全壊」の被害をうけた方に対し、環境保全課からお知らせを送付します。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
市民部　環境保全課
TEL：７４－８０６５
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kankyou@city.himi.lg.jp

１４　危険老朽空き家等解体の支援

◆事業の内容

市内の危険老朽空き家等のうち、所有者に取壊しの意思があるものの、経済的理由等から取り壊すことができない所有者が行う解体撤去に対し、対象除却費用を助成します。

◆事業主体

建物の所有者

◆補助対象

⑴　公共施設や周囲に対して危険があると判断した住宅（危険老朽空き家）、又は昭和５６年５月３１日以前に建築された住宅（老朽空き家）であること。

⑵　建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。

⑶　建物の所有者に市税の滞納がないこと。

⑷　施工業者は氷見市内に住所を有する法人又は個人事業主に限りますが、当面の間は、氷見市外の施工業者でも可とします。

※市職員が空き家を調査して、危険老朽空き家、老朽空き家、非該当の判定を行います。事前に空き家調査の申し込みを行ってください。

◆補助金額

【危険老朽空き家】　対象除却費用の２／３（上限５０万円）

【老朽空き家】　対象除却費用の２／３（上限３０万円）

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階

企画政策部　未来戦略課

移住定住担当

TEL７４－８１９０

Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：miraisenryaku@city.himi.lg.jp

１５　災害ごみや土砂・流木等撤去等支援（自治会）

◆事業の内容

地域ぐるみで実施する河川等の溢水による災害ごみや土砂・流木等の撤去及び浸水した住宅等の衛生環境を保つための消毒作業などに要する費用を助成します。

◆助成対象団体

自治会

◆助成対象経費

重機等借上料、燃料費、謝金、委託料、保険料、消耗品費等

◆助成金額

補助対象経費の全額を助成します。
ただし、３００万円を限度とします。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
企画政策部　地域振興課
地域活力担当
TEL７４－８０１３
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：chiikishinkou@city.himi.lg.jp

１６　自治会で回収した災害ごみの臨時収集

◆事業の内容

地域ぐるみで実施する災害ごみの回収に伴う臨時の収集を行います。活動前に別紙「災害ごみ臨時収集連絡票」にて環境保全課へご連絡をお願いします。

清掃活動にあたってのお願い

・公民館敷地等の地区の共有地などにまとめて集積をお願いいたします。
（なるべく地区内で２～３カ所程度、大型車両の通行が可能な、平時の年２回収集するごみの集積場所と同じにしていただけると助かります）
・刈り草、稲わら、小さな木くずなどの可燃性の自然物は、高岡広域エコクリーンセンターへの直接持ち込みにご協力をお願いします（受入手数料が無料になる搬入カードをお渡ししますので、ご希望の場合は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。）
・収集時の安全確保のため、災害廃棄物の分別・区分にご協力ください。
（大まかで構いませんが、割れたガラス、スプレー缶、バッテリーなどの危険物をわかりやすく別にするなどの配慮をお願いします。）
・活動予定に変更がありましたら、早めのご連絡をお願いいたします。

◆対象団体

自治会

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
市民部　環境保全課
TEL７４－８０６５
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kankyou@city.himi.lg.jp

別紙

災害ごみ臨時収集　連絡票

FAX 返送先（市民部環境保全課あて）　0766-74-8104

スムーズな回収のため、作業日の2日前（土日祝除く）までに

ご連絡ください

令和　　年　　月　　日

環境保全課　あて

団　　体　　名

（代 表 者 氏 名 ）

住　　所

代表者電話番号

〇実施予定年月日

令和８年　　月　　日

〇収集場所（どちらかを〇で囲んでください）

年２回収集するごみの集積場所　・　地区が今回新たに指定する場所

※「地区が今回新たに指定する場所」を選ばれた場合、集積場所の略図を記入ください。

（略図）

１７　災害ごみの仮置場の設置

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害ごみ仮置場を次のとおり開設しています。公費解体に伴う廃棄物受入れ体制の構築のため、受入期限を１０月３１日にします。災害ごみを持ち込む際は、下記の仮置場に持ち込めるごみをご確認ください。

◆災害ごみ仮置場

場　　所：ふれあいの森　第２駐車場（氷見市鞍川４３番地１）
受入期限：１０月３１日（土）まで
※１１月からは通常のごみ収集で出してください。
受入時間：午前９時～午前１１時　　午後１時～午後３時
営 業 日：別紙「ふれあいの森災害ごみ仮置場営業日のお知らせ」をご参照ください。

◆受付の際に提示が必要な書類

⑴　身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証（※２の申請者と同一人であること））
⑵　令和８年８月２７日からの大雨被害の「り災・被災証明書」
※ り災・被災証明申請書の写し又はマイナポータルで申請の場合は申請画面の提示でも可
※ 事業所の場合は「被災届出証明書」

◆仮置場に持ち込めるごみ

※ 事業所から出たごみは、事業系一般廃棄物のみ受け入れできます。（農機具や、解体及び修繕に伴う建築廃材などの産業廃棄物は持ち込みできません。）

ごみの種類		内　　容
１	家電類	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電類 ※冷蔵庫の食品等は全て出してから持ち込んでください。
２	瓦	
３	畳	
４	粗大ごみ	家庭から排出される生活粗大ごみ（ソファ、マットレスも持込み可）
５	ガラス・陶磁器くず	ガラスやガラス製品、茶碗や食器等の陶磁器類
６	金属くず	金属製家具、金属製品、トタン、鉄骨等の金属片
７	石膏ボード・スレート板	壁材等
８	木くず	木製家具、木製建材（柱、梁、垂木等）、庭木
９	コンクリートがら等	コンクリート片・ブロック、アスファルトくず等
10	不燃物（土砂まじりガレキ）	泥、ガレキ、土砂等が混在し、分別が困難な状態のもの ※土砂まじりガレキは、建物内（住宅）に流入したものに限る。 土のう袋に入れてお持ちください。
11	可燃物	細かな可燃物やプラスチック片等が混在し、分別が困難な状態のもの

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
市民部　環境保全課
℡７４－８０６５
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kankyou@city.himi.lg.jp

ふれあいの森災害ごみ仮置場営業日のお知らせ

令和８年９月９日現在

日　時	曜日	午　　前	午　　後
9月1日	火	9：00～11：00	13：00～15：00
9月2日	水	9：00～11：00	13：00～15：00
9月3日	木	9：00～11：00	13：00～15：00
9月4日	金	9：00～11：00	13：00～15：00
9月5日	土	9：00～11：00	13：00～15：30
9月6日	日	9：00～11：00	13：00～15：30
9月7日	月	閉　鎖	閉　鎖
9月8日	火	9：00～11：00	13：00～15：00
9月9日	水	閉　鎖	閉　鎖
9月10日	木	9：00～11：00	13：00～15：00
9月11日	金	9：00～11：00	13：00～15：00
9月12日	土	9：00～11：00	13：00～15：00
9月13日	日	9：00～11：00	13：00～15：00
9月14日	月	閉　鎖	閉　鎖
9月15日	火	9：00～11：00	13：00～15：00
9月16日	水	閉　鎖	閉　鎖
9月17日	木	9：00～11：00	13：00～15：00
9月18日	金	9：00～11：00	13：00～15：00
9月19日	土	9：00～11：00	13：00～15：00
9月20日	日	9：00～11：00	13：00～15：00
9月21日	月	9：00～11：00	13：00～15：00
9月22日	火	9：00～11：00	13：00～15：00
9月23日	水	9：00～11：00	13：00～15：00
9月24日	木	閉　鎖	閉　鎖
9月25日	金	閉　鎖	閉　鎖
9月26日	土	9：00～11：00	13：00～15：00
9月27日	日	9：00～11：00	13：00～15：00
9月28日	月	閉　鎖	閉　鎖
9月29日	火	9：00～11：00	13：00～15：00
9月30日	水	閉　鎖	閉　鎖

※天候や現場の状況により、受入時間の変更や閉鎖となる場合があります。
　市の公式LINE、ホームページ、防災行政無線等をご確認ください。

問い合わせ先：氷見市市民部環境保全課　電話　0766-74-8065

ふれあいの森災害ごみ仮置場営業日のお知らせ

令和８年９月２８日現在

日　時	曜日	午　　前	午　　後
10 月 1 日	木	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 2 日	金	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 3 日	土	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 4 日	日	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 5 日	月	閉　鎖	閉　鎖
10 月 6 日	火	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 7 日	水	閉　鎖	閉　鎖
10 月 8 日	木	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 9 日	金	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 10 日	土	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 11 日	日	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 12 日	月・祝	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 13 日	火	閉　鎖	閉　鎖
10 月 14 日	水	閉　鎖	閉　鎖
10 月 15 日	木	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 16 日	金	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 17 日	土	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 18 日	日	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 19 日	月	閉　鎖	閉　鎖
10 月 20 日	火	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 21 日	水	閉　鎖	閉　鎖
10 月 22 日	木	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 23 日	金	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 24 日	土	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 25 日	日	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 26 日	月	閉　鎖	閉　鎖
10 月 27 日	火	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 28 日	水	閉　鎖	閉　鎖
10 月 29 日	木	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 30 日	金	9：00～11：00	13：00～15：00
10 月 31 日	土	9：00～11：00	13：00～15：00

※天候や現場の状況により、受入時間の変更や閉鎖となる場合があります。
　市の公式 LINE、ホームページ、防災行政無線等をご確認ください。

問い合わせ先：氷見市市民部環境保全課　電話　0766-74-8065

１８　災害ごみの処理手数料無料

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による高岡広域エコ・クリーンセンター及び不燃物処理センターで受入可能な災害ごみの処理手数料は無料です。

◆受付の際に提示が必要な書類

⑴　身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証（※２の申請者と同一人であること））

⑵　令和８年８月２７日からの大雨被害の「り災・被災証明書」

※り災証明申請書の写し又はマイナポータルで申請の場合は申請画面の提示でも可

※事業所の場合は「被災届出証明書」

〈燃やせるごみの持ち込み〉

・高岡広域エコ・クリーンセンター氷見市受付所

住所：氷見市上田子１１９番地　℡：９１－０２０５

受付時間：平日　午後１時～午後４時

（たたみ・粗大ごみは火・木　午後１時～午後３時３０分）

※持ち込む場合は事前にお問い合わせください。

※たたみ（１回につき２０枚まで）、家具等粗大ごみ（１．３ｍ×２．３ｍ×０．６ｍ以内のもの）を持ち込まれる場合は、ガラスや金具を取り外してください。

〈燃やせないごみの持ち込み〉

・不燃物処理センター

住所：氷見市床鍋２８番地　℡：７６－１１５３

受付時間：平日　午前９時～午後３時

※持ち込む場合は事前にお問い合わせください。

※三尾見内線の見内側からの不燃物処理センターに向かう道路は通行止めとなっております。不燃物処理センターに向かわれる際は、三尾側から進行してください。また、一部区間が片側通行となっております。安全のため、徐行運転をお願いいたします。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階

市民部　環境保全課

℡７４－８０６５

Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kankyou@city.himi.lg.jp

１９　宅地土砂等の集積場の設置

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による大規模な河川の氾濫や斜面の崩落等により、市内の宅地に流出した土砂や流木等が堆積している地区について、宅地内の土砂等は市で処分しますので、下記の指定する集積場へ搬入してください。

また、所有者やボランティアの皆様、地元で協働して土砂等を撤去された土砂についても、下記の指定する集積場へ搬入してください。

【指定集積場】

場　　所：氷見運動公園（旧陸上競技場）
住　　所：大浦新町１７７
受入期間：令和８年９月１０日（木）～令和８年１１月３０日（月）
受入時間：午前９時～午前１１時、午後１時～午後４時

◆注意事項

・可能な限り、土砂、流木等を分別してください。
・土のう袋に入れた土砂等は、集積場で袋から出して処分してください。
・がれき等の災害ごみは、ふれあいの森の指定場所へ搬入してください。
・道路の通行に支障がないようにお願いします。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
建設部　都市計画課
公園担当
TEL７４－８０７６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

２０　敷地の堆積土砂等撤去にかかる支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による被害からの早期の復興を図り、市民の安全安心で快適な生活環境の整備に寄与することを目的とし、被害を受けた敷地に堆積した土砂等の撤去に要する費用の一部を補助します。

◆補助対象者

被害を受けた敷地（被害を受けた又は被害の恐れがある倉庫、納屋及び車庫などの用に供されていたもの）の所有者等(※1)とします。

※1 所有者等について　ア 敷地の所有者
　　イ 敷地の管理者又は占有者

※注意点

宅地(被害を受けた時、住宅の用に供されていたもの)については、補助対象外となります。(別の補助制度あり)

◆補助対象経費

補助対象者が業者に支払う費用のうち、敷地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用(土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。)とします。ただし、土砂等の処分は、市が指定した集積場に搬入するものとします。

◆補助金額等

補助対象経費の１０分の１０補助とし、補助対象経費の上限単価は、下記のとおりとします。

区分	単位	上限単価（円）税抜
積込運搬（機械）	１立方メートル（㎥）	２６，０００
積込運搬（人力）		２８，０００
積込運搬（人力＋小運搬）		３０，０００
積込運搬（機械＋人力＋小運搬）		３７，０００
重機運搬（往復）	１回	６０，０００
その他	―	―

※上限単価には、必要な経費を含みます。

※その他の作業内容等については、事前協議により決定するものとします。

※機械とは、重機積込とトラック運搬

※人力とは、人力積込とトラック運搬

※小運搬とは、敷地内の人力による積込、運搬、取卸し

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
建設部　ふるさと整備課
治水・治山・漁港担当
TEL７４－８０９１・３０－７０７１
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：furusato@city.himi.lg.jp

２１　浸水した家屋の消毒

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により家屋が浸水した方に、清掃用消毒薬、マスク、作業用手袋、古タオルを配布します。

場所：健康・医療対策課（いきいき元気館）
　　福祉介護課（市役所）

◆問い合せ先

いきいき元気館（氷見市中央町１２番２１号）
市民部　健康・医療対策課
TEL７４－８０６２
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenkou@city.himi.lg.jp

２２　住宅の応急修理（部分修理）

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害により、り災証明書の判定が「準半壊」以上に該当する住家について、元の住家に引き続き居住することを目的とした住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）制度について、申込を受け付けています。

この制度は、屋根や床、外壁、基礎、ドア、窓、トイレ、浴槽などの日常生活において必要不可欠な部分の応急修理を市が行うもので、市が業者に依頼し、修理費用は市が直接業者に支払います。ただし、業者選定は、申込者ご自身で行う必要があります。

◆対象者等

令和８年８月２７日からの大雨に伴う災害より被害を受けた世帯でり災証明書（※）の判定が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」に該当するもので、自らの資力では応急修理をすることが出来ない人（世帯）。り災証明書において、「全壊」と判断された住宅についても、修理により引き続き居住できる場合は、制度の対象となることがあります。

【費用の限度額】

・「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の場合：７５７，０００円以内（1 世帯当たり）

・「準半壊」の場合：３６７，０００円以内（1 世帯当たり）

※限度額超過部分は、自己負担となり、別途業者との契約が必要です。

【対象範囲】

・令和８年８月２７日からの大雨に伴う災害による被害と直接関係のある修理が対象です。

・あくまで応急修理（日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理）ですので対象となる範囲が決められています。

【応急修理の期間】

完了期限：令和９年８月２６日まで

※修理を期限までに完了する必要があります。

【申込方法】

申込書等を市へ提出してください。

◆問い合せ先

市庁舎　２階

市民部　都市計画課

都市政策担当

TEL７４－８０７８

Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

２３　宅地等の復旧工事

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による被害からの早期の復興を図り、市民の安全安心で快適な生活環境の整備に寄与することを目的とし、被害を受けた宅地の復旧に要する費用の一部を補助します。

◆対象者

令和８年８月２７日からの大雨で被害を受けた宅地（被害を受けた時住宅の用に供されていたもの）の所有者等で、り災証明（居住者用）を受けた方（市長が認めるものも含む）

※ 注意 ※

・対象の宅地は、大雨により被害を受けたものに限ります。
　（宅地の被害とは、擁壁の崩壊、のり面の崩落、地面の陥没など）
・り災証明書は、原則「居住者用」のみ対象とします。

◆対象工事

被災宅地において、所有者等が行う下記⑴～⑶のいずれかの工事

1. 復旧工事
　被災宅地に対して原形復旧することを基本とした次に掲げる工事。
　⑴　のり面の復旧工事（裏のり面の復旧を除く。）
　⑵　擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）
　⑶　地盤の復旧工事（陥没に対応する工事を含む。）

※注意※

・当該工事に関する調査設計費も補助対象です。（調査設計費のみでの申請はできません。）
・⑴～⑶は、原形復旧工事が基本です。（構造基準を満たすものへの変更も含む）
・⑴は、裏のり面の復旧工事は補助対象外です。
・⑵は、旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事も補助対象です。
・⑶は、陥没に対応する工事も補助対象です。

◆補助金額

補助金額＝（対象工事費－５０万円）×２／３（補助額の上限７６６万６千円）

※ 注意 ※

・対象工事費が５０万円を超えない場合は、対象工事であっても補助金は出ません。
・対象工事費が１，２００万円を超える場合、補助金額は７６６万６千円となります。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
建設部　都市計画課
液状化対策担当
TEL７４－８０９０
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

２４　宅地の堆積土砂撤去等支援（個人）

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による被害からの早期の復興を図り、市民の安全安心で快適な生活環境の整備に寄与することを目的とし、被害を受けた宅地に堆積した土砂等の撤去に要する費用の一部を補助します。

◆補助対象者

宅地に土砂等が堆積した所有者等※1 とします。または、市長が認めるものも含みます。

※1 所有者等について　ア 宅地の所有者
　　イ 宅地の管理者又は占有者

※注意点

宅地（被害を受けた時、住宅の用に供されていたもの）以外の敷地については、補助対象外となります。（別の補助制度あり）

◆補助対象経費

補助対象者が業者に支払う費用のうち、宅地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。）とします。ただし、土砂等の処分は、市が指定した集積場に搬入するものとします。

◆補助金額

補助対象経費の１０分の１０補助とし、補助対象経費の上限単価は、下記のとおりとする。

区分	単位	上限単価（円）税抜
積込運搬（機械）	１立方メートル（㎥）	２６，０００
積込運搬（人力）		２８，０００
積込運搬（人力＋小運搬）		３０，０００
積込運搬（機械＋人力＋小運搬）		３７，０００
重機運搬（往復）	１回	６０，０００
その他	－	－

※上限単価には、必要な経費を含みます。

※その他の作業内容等については、事前協議により決定するものとします。

※機械とは、重機積込とトラック運搬

※人力とは、人力積込とトラック運搬

※小運搬とは、宅地内の人力による積込、運搬、取卸し

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
建設部　都市計画課
液状化対策担当
TEL７４－８０９０
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

２５　浄化槽の修理等の支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被害を受けた合併処理浄化槽を原形に復旧するために要する費用を助成します。

◆事業主体

合併処理浄化槽を原形に復旧しようとする方

対象区域は、下水道事業等の整備済区域及び認可区域を除く区域

◆助成対象

一戸建て住宅または併用住宅（住宅部分の床面積の割合が２分の１以上であるもの）に設置の合併処理浄化槽を原形に復旧するために要する費用を助成します。

ただし、清掃のみ行った場合や宅内配管工事は除きます。

◆助成金額

合併処理浄化槽を原形に復旧するために要する経費で、環境大臣に協議し、承認を得た額、または市長が認めた額

◆申請期間

令和８年１２月２５日（金）まで

◆その他

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合はお問い合わせください。

また、すでに合併処理浄化槽の原形への復旧作業が終了していても助成対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

◆問い合せ先

氷見市環境浄化センター３階（氷見市湖光２２６－１）
建設部　上下水道課
下水道経営企画担当
TEL７４－８２０７
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：jyougesuidou@city.himi.lg.jp

２６　賃貸型応急住宅の提供

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害において、住宅の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となった方に対して、民間賃貸住宅の使用に際しかかる経費の一部を補助する制度について、申込を受け付けています。

この制度は、入居者と貸主と市の３者契約により、市が民間賃貸を借り上げて提供するもので、家賃・共益費・退去修繕負担金・礼金・入居時負担金・仲介手数料を市で負担し、駐車場料金・町内会費・光熱水費は自己負担となります。

◆対象者等

当該災害時に氷見市に居住する方であって、自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者

・住宅が「全壊」「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない者
・「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者
・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者
・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が１か月を超えると見込まれる者であって、被災の程度が半壊以上であり住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者
・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

※被災時に賃貸住宅に入居されていた方は対象とはなりません。

【提供期間】

入居日から２年以内

※応急修理制度を併用する場合は、応急修理申込日から６か月以内
かつ応急修理が完了した時には速やかに退去

【賃貸型応急住宅の主な条件】

・不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること。
・入居人数に応じて設定された家賃の上限を超えないこと。

１人世帯	月額５．５万円以下
２人世帯	月額６．０万円以下
３～４人世帯	月額７．０万円以下
５人以上の世帯	月額８．５万円以下

・退去修繕負担金　家賃の２か月分以内
・礼金　家賃の１か月分以内
・仲介手数料　家賃の０．５５か月分以内

その他、市の指定する条件を満たす物件であること。（福祉施設は対象外）

【申込方法】

最初に、制度の対象となるかの確認を市の窓口で行う必要があります。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
市民部　都市計画課
建築住宅担当
TEL７４－８０７９
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

２７　変更市営住宅の一時提供

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害において、住宅の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となった方へ、市営住宅を一時提供します。

◆対象者等

当該災害時（令和８年８月２７日時点）に氷見市に居住する方であって、自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、次のいずれかの要件を満たす者

⑴　住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者

⑵　「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者

⑶　二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者

⑷　災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が１か月を超えると見込まれる者であって、被災の程度が半壊以上であり住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者

⑸　その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

※災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者に限ります。

【提供期間】

入居から６か月以内（ただし、やむを得ないと認められた場合は、最長２年間を限度として、６か月ごとに期間の更新が可能）

【家賃等】

無償（ただし、光熱水費、町費、退去時の修繕費は入居者負担）

【対象住家】

特定公共賃貸住宅（うみどりーむ栄）　１戸

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
市民部　都市計画課
建築住宅担当
TEL７４－８０７９
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

２８　県営住宅の一時提供

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害において、住宅に引き続き住むことができず、住宅に困窮している方へ、県営住宅を一時提供します。

◆対象者等

当該災害時に住宅が床上浸水等の被害を受けており、引き続き住むことができず住宅に困窮している者。なお、申込時には、被害を受けたことがわかるもの（り災証明書など）が必要となります。

【提供期間】

原則として６か月以内

【家賃等】

・家賃　免除

（但し、光熱水費、共益費、退去修繕費等は入居者負担。）

・敷金　免除

・連帯保証人　不要

その他、留意事項等がありますので、申請時にご確認ください。

【申込方法】

直接、問い合わせ先へご相談ください。

◆問い合せ先

富山県
土木部建築住宅課
住宅係
℡０７６－４４４－３３５８

２９　住宅の取得支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被害を受けた方が自ら居住する目的で住宅を新築又は取得した方に対し、補助金を交付します。

◆補助対象

令和８年８月２７日からの大雨により居住していた住家が損害を受け、り災証明書の損害の程度が半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和８年８月２７日から令和１１年３月３１日までの間に市内において自らが居住する目的で住宅を新築又は取得した方

◆申請期間

住宅の新築又は取得の日から２年以内

◆補助金額

住宅の新築又は取得に要した費用の一部（新築の場合は１０分の１、中古の場合は２分の１以内）とし、５０万円を限度とします。

また、居住誘導区域内で住宅を新築又は取得した場合は、１０万円、新築又は取得した住宅で新たに三世代同居をする場合は３０万円（三世代近居の場合は１０万円）をそれぞれ加算します。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
企画政策部　未来戦略課
移住定住担当
TEL７４－８１９０
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：miraisenryaku@city.himi.lg.jp

３０　住宅のリフォーム支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被害を受けた方が自ら居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方に対し、補助金を交付します。

◆補助対象

令和８年８月２７日からの大雨により居住していた住家が損害を受け、り災証明書の損害の程度が半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和８年８月２７日から令和１１年３月３１日までの間に自らが居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方（リフォーム完了後１年以内に居住すること。）

原則、施工業者は氷見市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約して施行した場合に限りますが、当面の間は、氷見市外の施工業者でも可とします。

◆申請期間

住宅の取得の日から２年以内

◆補助金額

住宅のリフォームに要した費用の２分の１以内とし、１００万円を限度とします。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
企画政策部　未来戦略課
移住定住担当
℡７４－８１９０
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：miraisenryaku@city.himi.lg.jp

３１　地域コミュニティセンター復旧支援（拡充）

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被災した地域のコミュニティセンターの復旧に対する経費を助成します。

◆助成対象団体

自治会

◆助成対象経費

豪雨により損壊した、地域のコミュニティセンターの復旧に要する修繕や備品購入費等の経費

◆助成金額

補助対象経費の全額を助成します。

ただし、３００万円を限度とします。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階

企画政策部　地域振興課

地域活力担当

TEL７４－８０１３

Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：chiikishinkou@city.himi.lg.jp

３２　地域生活基盤復旧整備等支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害で、国等の災害復旧事業や単独災害復旧事業の対象とならない道路や水路など、地域で復旧する経費に対して助成します。

また、水道事業施設の整備が困難な未普及地域などにおいて、安定した生活用水の確保を図るための施設等が被災し、その損壊を地域で復旧する経費に対して助成します。

◆助成対象団体

自治会

◆助成対象経費

豪雨により損壊し、国の災害復旧事業等の対象とならない道路や水路、水道事業施設の整備が困難な未普及地域などにおいて、安定した生活用水の確保を図るための施設等の損壊を地域で復旧する経費

◆助成金額

補助対象経費の全額を助成します。

ただし、３００万円を限度とします。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
企画政策部　地域振興課
地域活力担当
℡７４－８０１３
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：chiikishinkou@city.himi.lg.jp

３３　事業者向けの災害に関する相談窓口

◆事業の内容

氷見商工会議所が「令和８年豪雨災害特別相談窓口」を開設し、被災された中小企業・小規模事業者の皆さまの相談を無料で受け付けています。

◆対象者

氷見市内の中小企業・小規模事業者

◆受付日時

令和８年８月３１日から
平日　午前８時３０分から午後５時まで（受付は午後４時まで）

◆場所

氷見商工会議所　相談コーナー（氷見市南大町１０番１号）

◆相談方法

相談を希望される方は、事前に電話などで氷見商工会議所へご連絡ください。

◆問い合せ先

氷見商工会議所
氷見市南大町１０番１号
TEL７４－１２００
ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ　０１２０－１３４－０６６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：himi@ccis-toyama.or.jp

３４　被災届出証明書（事業者用）の発行

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害で、公的支援などの申請手続きに必要となる被災届出証明書（事業者用）を発行します。

◆証明内容

中小企業者や農林水産事業者、社会福祉法人等が受けられた事業の用に供する建物や機械設備、車両などの被害について、事業者から市に届出されたことを証明する証明書

◆対象者

今回の大雨で被害を受けた事業に供する事務所や店舗、倉庫、車両、機械設備、農機具等に受けた事業者

※個人の被害については、税務課で発行します。

◆申請に必要なもの

⑴　申請書（窓口にあります。市のＨＰからダウンロードもできます。）

⑵　窓口に来た方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

⑶　被害状況がわかる写真（印刷・現像したもの）

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
産業振興部　商工観光課
商工振興担当
TEL７４－８１０５
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shokokanko@city.himi.lg.jp

３５　運転資金・設備資金を融資

◆事業の内容

自然災害で被災した中小企業者を対象とした県の融資制度である「災害対応資金」が利用できます。令和８年８月２７日からの大雨に伴う災害が災害救助法の適用を受けたことにより、県内全域の被災中小企業者が融資の対象となりました。

◆対象者

今回の大雨で被害を受けた県内の中小企業者

※　り災証明書（被災届出証明書等を含む。）の提出が必要です。

◆融資条件

資金使途　　運転資金・設備資金
（事業の再建・復旧に必要な経費）
融資限度額　１億円
融資期間　　１０年以内（うち据置期間５年以内）
融資利率　　年１．５５％以内
償還方法　　金融機関の方法による
保証料率　　一般保証　年０．３５％～年１．０５％
セーフティネット保証４号・災害関係保証
年０．５％

※　富山県信用保証協会の保証が必要です。
保証料は市が全額補助します。
（４３ページ[３９　県融資制度「災害応援資金」に係る保証料の支援]を参照）

◆融資申込先

運転資金の場合　取扱金融機関
設備資金の場合　取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

◆問い合せ先

富山県商工労働部
地域産業振興室経営支援課
℡０７６－４４４－３２４８

３６　県融資制度「災害対応資金」に係る保証料の支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で被害を受けた中小企業者の方が、県融資制度「災害対応資金」を利用された場合に、信用保証料の全額を補助します。

◆対象者

今回の大雨で市内の事業所、工場、店舗等に被害を受け、り災証明書（被災届出証明書を含む。）の交付を受けた中小企業者で、災害対応資金を利用して融資を受けた方

※　市税の滞納がなく、暴力団等に該当しない方に限ります。

※　同一の保証料について国や県などの補助を受ける場合は対象外です。

◆補助金額

富山県信用保証協会に支払った信用保証料の全額

※　融資１件につき１回の申請となります。

※　繰上償還等により保証料の返戻を受けたときは、その額の範囲内で補助金を返還していただきます。

◆災害対応資金（県融資制度）の概要 （４２ページ[３８　運転資金・設備資金を融資]を参照）

融資限度額　１億円　　融資利率　年１．５５％以内

融資期間　１０年以内（うち据置期間５年以内）

※　詳しくは、取扱金融機関へお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

⑴　交付申請書及び実績報告書（様式第１号）

⑵　誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第２号）

⑶　信用保証書及び信用保証料の支払を証する書類の写し

⑷　り災証明書（被災届出証明書を含む。）の写し

◆申請期間

融資実行日から２か月を経過する日まで（その日が令和９年３月３１日より後となる場合は、令和９年３月３１日まで）

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階

産業振興部　商工観光課

商工振興担当

TEL７４－８１０５

Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shokokanko@city.himi.lg.jp

３７　災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で事業所等に生じた産業廃棄物を処理業者に委託して処理等に要した費用の一部を補助します。

◆対象者

今回の大雨で市内の事業所等に被害が発生し、り災証明書（被災届出証明書を含む。）の交付を受けて、産業廃棄物の処分等を実施し、その費用を負担された事業者

※　宗教法人や政治団体などは対象外となります。

※　市税の滞納がなく、暴力団等でない方に限ります。

◆補助金額

令和８年８月２７日から同年１１月３０日までに処理した産業廃棄物の運搬費・処分費（消費税等相当額を除く。）の２分の１　上限１００万円

※　２か所以上の事業所等が被災した場合はその経費を合算して、１事業者につき１回限りの交付となります。

※　算出した額から１，０００円未満を切り捨てた額を補助します。

※　自ら運搬した場合の人件費・燃料費、平常時から継続して排出される廃棄物の処理費、事業系一般廃棄物、保険金等により補填される額は対象外となります。

◆申請に必要なもの

⑴　交付申請書及び実績報告書（様式第１号）

⑵　誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第２号）

⑶　り災証明書（被災届出証明書を含む。）の写し

⑷　委託先の許可証及び委託契約書の写し

⑸　請求書又は領収書、支払を証する書類、計量伝票又は受領書の写し

⑹　産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ａ票の写し

⑺　災害廃棄物の撤去前の状況が確認できる写真

◆申請期間

令和８年１２月２８日まで

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
産業振興部　商工観光課
商工振興担当
℡７４－８１０５
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shokokanko@city.himi.lg.jp

３８　被災事業者の再建に向けた支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で被害を受けた中小企業者・小規模事業者の再建に向けて、県の「被災事業者事業継続支援補助金」（以下「県補助金」という。）に併せて、市から補助金を交付します。

◆対象者

県補助金の交付を受けた、市内に事業所を有する中小企業者又は小規模事業者

※　市税の滞納がなく、暴力団等に該当しない方に限ります。

◆補助金額

県補助金の確定額の算定の基となった額の８分の１

上限額　中小企業者　３７５万円　小規模事業者　２８１万円

※　令和８年８月２７日以後に着手した事業の経費が対象

※　県と市の補助により自己負担は、補助対象経費に対して中小企業者８分の３、小規模事業者２４分の５となります。

◆申請に必要なもの

⑴　交付申請書及び実績報告書（様式第１号）

⑵　誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第２号）

⑶　県補助金の額の確定通知書の写し

⑷　県補助金の実績報告書（補助対象経費の内訳が分かるもの）の写し

※　県補助金の額の確定後に申請することができます。

◆申請期間

令和９年３月３１日まで（延長する場合があります。）

◆（参考）被災事業者事業継続支援補助金（県補助金）の概要

補助上限額　１，５００万円

補助率　中小企業者２分の１、小規模事業者３分の２

※　補助対象経費など詳しくは、県経営支援課（℡０７６－４４４－３２４９）へお問い合わせください。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟２階
産業振興部　商工観光課
商工振興担当
℡７４－８１０５
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shokokanko@city.himi.lg.jp

３９　被災介護施設等サービス継続支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日における大雨により床上浸水の被害を受けた介護施設等へ、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、災害時における備品の購入費用や復旧に係る清掃に要した経費に対して補助します。

◆対象経費

⑴　災害時における備品の購入費用

⑵　床上浸水被害のあった事業所等が要した復旧に係る清掃経費

◆補助金額

⑴　災害対応経費

（介護施設）６千円（定額）×　利用定員

（施設以外）利用者数等に応じて、２０万～４０万円の定額

⑵　床上浸水被害からの復旧にかかる費用

３０万円未満

◆申請に必要なもの

り災証明書もしくは被災届出証明書

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階

市民部　福祉介護課

介護保険担当

℡７４－８０６６

Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

４０　ブルーシート等の配布

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で被害を受けた農林道やため池などの被害拡大防止や保護に必要なブルーシート等を配布します。

◆事業主体

自治会・町内会など、地域の人々により組織されている団体
個人への配布は行っていませんので、ご注意願います。

◆配布物

ブルーシート及び土のう袋（砂は除く）を配布
被害規模に応じた必要枚数

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
建設部　ふるさと整備課
農林業基盤整備担当
TEL３０－７０１１
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：furusato@city.himi.lg.jp

４１　災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援（農業者）

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で農業施設等に生じた産業廃棄物を処分業者に委託して処分等に要した費用の一部を補助します。

◆対象者

今回の大雨で市内の農業施設等に被害が発生し、り災証明書（被災届出証明書を含む。）の交付を受けて、産業廃棄物の処分等を実施し、その費用を負担された農業者

※　市税の滞納がなく、暴力団等でない方に限ります。

◆補助金額

令和８年８月２７日から同年１１月３０日までに実施した産業廃棄物の運搬費・処分費（消費税等相当額を除く。）の２分の１　上限１００万円

※　２か所以上の農業施設等が被災した場合はその経費を合算して、１農業者につき１回限りの交付になります。

※　算出した額から１，０００円未満を切り捨てた額を補助します。

※　自ら運搬した場合の人件費・燃料費、平常時から継続して排出される廃棄物の処理費、事業系一般廃棄物、保険金等により補填される額は対象外です。

◆申請に必要なもの

⑴　交付申請書及び実績報告書（様式第１号）
⑵　誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第２号）
⑶　り災証明書（被災届出証明書を含む。）の写し
⑷　委託先の許可証及び委託契約書の写し
⑸　請求書又は領収書、支払を証する書類、計量伝票又は受領書の写し
⑹　産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ａ票の写し
⑺　災害廃棄物の撤去前の状況が確認できる写真

◆申請期間

令和８年１２月２８日まで

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
産業振興部　農林水産課
農業振興担当
TEL７４－８０８６
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：nourin@city.himi.lg.jp

４２　被災した水稲のほ場における作付け支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により刈取不能となった水田や冠水した水田において、来年度も作付けするための対策を支援し、農業の持続性を確保します。

◆補助の内容

(1) 被災して刈取不能となった水稲のほ場の作付け対策に対する支援

被災したほ場の来年度の水稲の作付けに向けて、収穫できなかった稲を放置すると生育不良等が生じるため、裁断して鋤き込む等の対策を行うことが求められていることから、必要な対策の実施に対して補助します。

①　補助対象　次のすべてを満たすほ場の耕作者

ア　令和８年８月２７日からの豪雨により刈取不能となったと市長が認める水稲のほ場であること。

イ　来年度に水稲を作付けするほ場であること。

ウ　来年度の作付けに向けて、県及び氷見市農業協同組合が推奨する対策を実施したほ場であること。

②　補助金額　(1)①をすべて満たすほ場の面積に対して１a あたり 2,000 円（県 1,000 円、市 1,000 円）を耕作者に交付

(2) 冠水した水稲のほ場の作付け対策に対する支援

冠水したほ場の来年度の水稲の作付けに向けて、ほ場の生産力を回復させるため、土づくり資材の散布等の対策が求められていることから、必要な対策の実施に対して補助します。

①　補助対象　次のすべてを満たすほ場の耕作者

ア　令和８年８月２７日からの豪雨により冠水したと市長が認める水稲のほ場であること。

イ　来年度も水稲を作付けするほ場であること。

ウ　来年度の作付けに向けて、県及び氷見市農業協同組合が推奨する対策を実施したほ場であること。

②　補助金額　(1)①をすべて満たすほ場の面積に対して１a あたり７５０円（県 500 円、市 250 円）を耕作者に交付

◆申請に必要なもの及び申請期間

補助金の対象となる刈取不能及び冠水した水稲のほ場の調査が終わりましたら、対象となる耕作者に申請に必要なものや申請期間をご案内します。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
産業振興部　農林水産課
農業振興担当
TEL７４－８０８６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：nourin@city.himi.lg.jp

４３　果樹・野菜等の被害に対する対策支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被害を受けた果樹や野菜等の生産者に対して、追加して実施する防除や倒伏折損した支柱等の経費に対して補助して、農業の持続性を確保します。

◆補助の内容

⑴　果樹の被害に対する対策支援

被害が甚大であった果樹の生産者に対して、追加して行う防除費及び倒伏折損した樹体への支柱等による補強に要する経費に対して補助します。

① 補助対象　次のすべてを満たす生産者組織

ア　果樹のほ場の２割以上に被害があったと市長が認めるほ場であること。

イ　追加の防除又は支柱等による補強を実施したほ場であること。

ウ　来年度も果樹の生産を継続するほ場であること。

② 補助金額　追加の防除費　１a あたり６００円（県 300 円、市 300 円）

支柱　１本あたり３，０００円（県 1,500 円、市 1,500 円）

⑵　野菜や花きの被害に対する対策支援

被害が甚大であった野菜や花きの生産者に対して、追加して行う防除費及び復旧に必要な施肥等に要する経費に対して補助します。

①　補助対象　次のすべてを満たす生産者組織

ア　野菜又は花きのほ場の２割以上に被害があったと市長が認めるほ場であること。

イ　追加の防除及び復旧に必要な施肥等を実施したほ場であること。

ウ　来年度も野菜又は花きの生産を継続するほ場であること。

②　補助金額　⑵①をすべて満たすほ場の面積に対して１a あたり

１，２００円（県 600 円、市 600 円）

◆申請に必要なもの及び申請期間

補助金の対象となる果樹・野菜等の被害のほ場の調査が終わりましたら、対象となる生産者組織に申請に必要なものや申請期間をご案内します。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階

産業振興部　農林水産課

農業振興担当

TEL７４－８０８６

Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：nourin@city.himi.lg.jp

４４　被災農業者施設等支援

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの豪雨被害により被災した施設・機械等の再建の経費に対して支援します。

◆対象者

被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体（国の支援の内容の決定により変動する場合あり）

◆補助金額

農業施設・機械の再建に要する経費の６分の５

（国３／１０、県１１／３０、市１／６）

（国の支援の内容の決定により変動する場合あり）

◆申請に必要なもの及び申請期間

国や県から補助要綱等が届き次第その詳細をご案内しますが、その準備として次のものを整えておいてください。

〇施設等の被害の状況がわかる写真やメモ等

・写真に撮影日を入れてください。
・施設等の「全体」と「被災した箇所」を撮影してください。
・被災した付属品や施設内部の設備も撮影しておいてください。
・写真のみでは被害状況がわかりにくい場合がありますので、被害状況を図面にしたり、具体的にメモしたりして残しておいてください。

〇復旧の取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

・被災した施設や機械を買った当時の設計書や領収書等の書類を捨てずに保管する。（元通りに復旧するために必要な費用の算出の際に必要）
・被災後に業者へ工事を発注した場合は、見積書、契約書、工事内容がわかる明細書
・被災後に自力施工するために資材を調達した場合は、領収書、資材の内訳がわかる明細書
・調達した資材について、「いつ」「どの資材」を「どの施設」の復旧に使用したかがわかるように、作業日誌等に記録を残しておいてください。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
産業振興部　農林水産課
農業振興担当
TEL７４－８０８６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：nourin@city.himi.lg.jp

４５　農業経営安定資金に対する利子補給

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被災して事業継続に支障をきたす農業者が借り入れた農業経営安定資金（大雨災害特別枠）に対して利子補給を行い、農業の持続性を確保します。

（基準金利 4.55%のところ、県 1.85%、農協 1.6%、市 1.1%の利子補給により無利子）

◆対象者

※農地面積が１００ａ以上で、次のいずれかに該当する農業者で、市長の証明を受けて農業経営安定資金（大雨災害特別枠）の融資を受ける場合となります。

① 農業用施設に被害があったこと。

② 農業収入額に平年の１０％以上の損害があったこと。

※ 園芸及び果樹の場合は個別の要件となりますので相談ください。

◆貸付対象経費

農業用施設の修繕費や収穫減少に伴う運転資金など、農業経営に必要な資金

◆償還期間

７年以内（うち据置２年以内）

◆貸付限度額

１０，０００千円（特認２５，０００千円）

◆利子補給の手続き

借入れの際に、氷見市農業協同組合へ委任状を提出いただくことで、市からの利子補給の手続きは氷見市農業協同組合で行います。そのため、利用者が市へ直接申請する必要はありません。

◆申請・問い合わせ先

本資金の借入に関するお問い合わせは、融資機関である氷見市農業協同組合へお願いします。申請にはり災証明書（被災届出証明書を含む。）の写しが必要となります。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
産業振興部　農林水産課
農業振興担当
TEL７４－８０８６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：nourin@city.himi.lg.jp

４６　市単土地改良事業

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害で、地域住民で構成される地域団体（自治会・町内会等）が自主的かつ主体的に被害を受けた土地改良施設の復旧を行う場合、復旧費用に要する経費について支援します。

※ 被害規模により、市が復旧工事を実施する場合がありますので、申請前にお問い合わせください。

◆事業主体

自治会・町内会など、地域の人々により組織されている団体

◆助成対象

地域で行う市単独の土地改良整備事業（用排水路、農道、ため池などの復旧工事）に対して助成します。

◆助成金額等

土地改良整備に伴う事業費の４０％
（１申請につき、上限額４０万円です。）

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
建設部　ふるさと整備課
農林業基盤整備担当
℡３０－７０１１
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：furusato@city.himi.lg.jp

４７　災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援（林業者）

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で林業施設等に生じた産業廃棄物を処分業者に委託して処分等に要した費用の一部を補助します。

◆対象者

今回の大雨で市内の林業施設等に被害が発生し、り災証明書（被災届出証明書を含む。）の交付を受けて、産業廃棄物の処分等を実施し、その費用を負担された林業者

※　市税の滞納がなく、暴力団等でない方に限ります。

◆補助金額

令和８年８月２７日から同年１１月３０日までに実施した産業廃棄物の運搬費・処分費（消費税等相当額を除く。）の２分の１　上限１００万円

※　２か所以上の林業施設等が被災した場合はその経費を合算して、１林業者につき１回限りの交付になります。

※　算出した額から１，０００円未満を切り捨てた額を補助します。

※　自ら運搬した場合の人件費・燃料費、平常時から継続して排出される廃棄物の処理費、事業系一般廃棄物、保険金等により補填される額は対象外です。

◆申請に必要なもの

⑴　交付申請書及び実績報告書（様式第１号）
⑵　誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第２号）
⑶　り災証明書（被災届出証明書を含む。）の写し
⑷　委託先の許可証及び委託契約書の写し
⑸　請求書又は領収書、支払を証する書類、計量伝票又は受領書の写し
⑹　産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ａ票の写し
⑺　災害廃棄物の撤去前の状況が確認できる写真

◆申請期間

令和８年１２月２８日まで

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
産業振興部　農林水産課
林業振興・鳥獣対策担当
TEL７４－８０９７
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：nourin@city.himi.lg.jp

４８　災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援（漁業者）

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で漁業施設等に生じた産業廃棄物を処分業者に委託して処分等に要した費用の一部を補助します。

◆対象者

今回の大雨で市内の漁業施設等に被害が発生し、り災証明書（被災届出証明書を含む。）の交付を受けて、産業廃棄物の処分等を実施し、その費用を負担された漁業者

※　市税の滞納がなく、暴力団等でない方に限ります。

◆補助金額

令和８年８月２７日から同年１１月３０日までに実施した産業廃棄物の運搬費・処分費（消費税等相当額を除く。）の２分の１　上限１００万円

※　２か所以上の漁業施設等が被災した場合はその経費を合算して、１漁業者につき１回限りの交付になります。

※　算出した額から１，０００円未満を切り捨てた額を補助します。

※　自ら運搬した場合の人件費・燃料費、平常時から継続して排出される廃棄物の処理費、事業系一般廃棄物、保険金等により補填される額は対象外です。

◆申請に必要なもの

⑴　交付申請書及び実績報告書（様式第１号）
⑵　誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第２号）
⑶　り災証明書（被災届出証明書を含む。）の写し
⑷　委託先の許可証及び委託契約書の写し
⑸　請求書又は領収書、支払を証する書類、計量伝票又は受領書の写し
⑹　産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ａ票の写し
⑺　災害廃棄物の撤去前の状況が確認できる写真

◆申請期間

令和８年１２月２８日まで

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｃ棟１階
産業振興部　農林水産課
水産振興担当
TEL７４－８１０１
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：nourin@city.himi.lg.jp

４９　災害ボランティアによる家屋の片づけなどの困りごとの支援

◆事業の内容

氷見市社会福祉協議会では、令和８年８月２７日からの大雨による被害への対応のため、災害ボランティア・支えあいセンターを開設しています。土砂の片づけや屋内の清掃、生活を送るうえで不安なことを何なりとご相談ください。

こんなお困りごとはありませんか？

例）体調が心配、先の生活が不安
　　泥出しが大変、部屋の掃除がしたい
　　家を片付けたい、災害ごみを処分したい
　　どうしていいのかわからない・・・

◆受付時間

午前１０時～午後４時（土日・祝日を含む）

◆相談から活動までの流れ

⑴　相談受付
⑵　職員による現地確認
⑶　ボランティアの調整
⑷　活動の実施

※相談受付後、安全面・ボランティアでの対応の可否を判断します。
　活動調整に時間をいただくことがあります。ご了承ください。

◆問い合せ先

氷見市いきいき元気館（氷見市中央町１２番２１号）
氷見市災害ボランティア・支えあいセンター
℡０９０－５６８７－２２０２
　０９０－５６８７－２２０３

５０　送風機の貸出し

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨で浸水被害を受けた方に送風機（エアーサーキュレーター）の貸出を実施しています。

【協力】ＮＰＯ法人Ｖネット
ＪＡＰＡＮ ＰＬＡＴＦＯＲＭ

◆貸出場所

氷見市中央町１２番２１号　氷見市いきいき元気館内

◆受付時間

午前１０時～午後４時（土日・祝日を含む）

◆貸出期間

貸出日から１４日間

◆貸出台数

１世帯４台まで

※貸出台数には限りがありますので、ご希望にそえない場合があります。

◆申込先及び問い合せ先

氷見市いきいき元気館（氷見市中央町１２番２１号）
氷見市災害ボランティア・支えあいセンター
℡０９０－５６８７－２２０２
０９０－５６８７－２２０３

５１　上下水道料金の減免

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による床上・床下浸水等により、住宅や公民館の清掃等に水道水を使用し、通常の使用水量より多くなった水量に対し、水道料金・下水道使用料を一部減免します。

◆対象者

今回の大雨で床上・床下浸水等の被害により、り災証明書が交付されている住宅の水道使用者及び地区公民館

◆減免対象月

９月、１０月及び１１月検針分（８月、９月及び１０月使用分）

◆減免の内容

各前年同月（令和７年８月使用分・９月使用分・１０月使用分）と前３か月平均（令和８年５月～７月使用分）の使用水量を比較して少ない水量（以下、実績水量という）を認定水量とし、認定水量を超えた水量分を減免します。

※減免の対象とならない場合

・当該検針月の使用水量が、実績水量より少ない場合

・当該検針月の使用水量が、基本水量（８立方メートル）の範囲内の場合

・井戸水の使用水量の認定により下水道使用料が算定されている場合

・市が上下水道料金を負担している公民館

◆申請方法等

個別の手続きは必要ありません。

り災証明書（※地区公民館は不要）の交付情報をもとに、上下水道料金を減免します。り災証明書の交付時期によっては、減免されずに請求する場合があります。交付情報が確認され次第、還付等の手続きを行います。

◆検針連絡票（上下水道検針のお知らせ）

減免対象月の上下水道検針のお知らせに記載される上下水道料金の合計額は、減免されていない金額となります。減免の結果については、減免期間終了後にお知らせいたします。

◆問い合せ先

氷見市環境浄化センター３階（氷見市湖光２２６－１）
建設部　上下水道課
上水道経営企画担当
TEL７４－８２０６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：jyougesuidou@city.himi.lg.jp

５２　固定資産税の減免

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により住家が浸水等の被害を受けた方の被災住家分の固定資産税を被害の程度に応じて、申請により減免します。

◆対象者

市内の住家を所有し、その住家が今回の大雨で被害を受けた方

◆申請に必要なもの

⑴ 申請書（窓口にあります。市のＨＰからダウンロードもできます。）
⑵ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
⑶ 災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

◆対象となる固定資産税

令和８年度分の該当家屋分で、納期限が令和８年８月２７日以降のものについて減免

◆減免率

⑴ 家屋

住家の被害の程度に応じて減免

損害の程度	建物の被害の程度			
	準半壊	半壊・中規模半壊	大規模半壊	全壊
減免割合	10 分の 2	10 分の 4	10 分の 6	10 分の 10

◆申請期間

令和８年１１月３０日まで

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
総務部　税務課
資産税担当
TEL７４－８０４５
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：zeimu@city.himi.lg.jp

５３　市民税（個人）の減免

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により住宅等に被害を受けた方の個人住民税を申請により減免します。

◆対象者

納税義務者（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅等に災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）がその住宅等の価格の１０分の３以上であり、前年中の合計所得金額が１，０００万円以下である方

◆申請に必要なもの

⑴ 申請書（窓口にあります。市のＨＰからダウンロードもできます。）
⑵ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
⑶ 災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

◆減免額

令和８年８月２７日以降の納期限の個人住民税について、下表区分に応じて、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免します。

損害程度 ＼ 前年中の合計所得金額	減免割合	
	中規模半壊 大規模半壊	全壊
５００万円以下	２分の１	全部
５００万円を超え ７５０万円以下	４分の１	２分の１
７５０万円を超える	８分の１	４分の１

◆申請期間

令和８年１１月３０日まで

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
総務部　税務課
住民税担当
TEL７４－８０４３
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：zeimu@city.himi.lg.jp

５４　国民健康保険税の減免

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により住宅等に被害を受けた世帯の国民健康保険税を申請により減免します。

◆対象者

納税義務者（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅等に災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）がその住宅等の価格の１０分の３以上であり、前年中の合計所得金額が１，０００万円以下である方

◆申請に必要なもの

⑴ 申請書（窓口にあります。市のＨＰからダウンロードもできます。）
⑵ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
⑶ 災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

◆減免額

令和８年８月２７日以降の納期限の国民健康保険税について、下表区分に応じて、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免します。

損害程度 ＼ 前年中の合計所得金額	減免割合	
	中規模半壊 大規模半壊	全壊
５００万円以下	２分の１	全部
５００万円を超え ７５０万円以下	４分の１	２分の１
７５０万円を超える	８分の１	４分の１

◆申請期間

令和８年１１月３０日まで

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
総務部　税務課
住民税担当
TEL７４－８０４３
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：zeimu@city.himi.lg.jp

５５　追加自動車税の減免

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により被災した自動車を廃車し、代替車（普通自動車に限る。）を取得した方又は被災した普通自動車を修理した方に対する令和９年度自動車税を減免します。

◆申請期間

代替車取得後又は修理完了後から令和９年５月３１日（月）まで

◆減免額

①代替車取得の場合

被災車現在価格－保険等補填額が

０を超える　…翌年度自動車税を全額減免

０以下　…減免該当なし

②被災車修理の場合

（修繕費－保険等補填額）/現在価格が

１/２超える　…翌年度自動車税を全額減免

１/４以上１/２以下　…翌年度自動車税を１/２減免

１/４未満　…翌年度自動車税を１/４減免

０以下　…減免該当なし

◆申請に必要なもの

⑴ 減免申請書

⑵ り災証明書又は被災届出証明書（被災車の登録番号が記入されているもの）
　証明書を取得できない場合は被災状況書（別途お問い合わせください）

⑶ 被災車現況写真（損傷個所、登録番号がわかるもの）

⑷ 保険金の支払通知書（支払いがある場合のみ）

⑸ マイナンバーカードの写し（両面）

代替車取得の場合

⑹ 被災車の抹消登録証明書

⑺ 代替車の自動車検査証記録事項の写し

被災車修理の場合

⑹ 被災車の車検証（自動車検査証記録事項）の写し

⑺ 修繕費見積書及び領収書の写し

◆問い合せ先

富山県総合県税事務所自動車税センター

℡０７６－４２４－９２１１

５６　納税（徴収）猶予

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により、市税等を一時に納付することが困難な状況にある場合には、申請により原則として１年以内の期間に限り納税を猶予します。

◆対象者

今回の大雨で被害を受けられた方

◆申請に必要なもの

⑴ 申請書（窓口にあります。市のＨＰからダウンロードもできます。）
⑵ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
⑶ 災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

◆猶予期間

原則１年以内

◆徴収猶予が適用された場合

⑴ 新たな督促や差押え、換価（売却）などの滞納処分がされません。
⑵ 既に差押えを受けている財産がある場合には、申請により、その差押えが解除される場合があります。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
総務部　税務課
納税担当
TEL７４－８０４１
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：zeimu@city.himi.lg.jp

５７　介護保険料の減免・納付（徴収）猶予

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により所有する住宅が著しい損害を受け、納付が困難な第１号被保険者（６５歳以上）の介護保険料を減免又は納付（徴収）を猶予します。

◆対象者

令和８年８月２７日からの大雨により居住する住宅に被害を受け、り災証明書の損害程度が床上浸水以上の方

◆提出書類

・介護保険料減免・徴収猶予申請書
・り災証明書

◆申請期間

被災から３か月以内に申請

◆減免金額

全壊・床上浸水　１００／１００
半壊　　７０／１００

◆備考

令和８年８月２７日からの大雨により世帯の収入が減少した方なども対象になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※国の通知等により取扱いが変更となる可能性があります。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　福祉介護課
介護保険担当
TEL７４－８０６６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

５８　介護保険利用者負担額の減免

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により住宅等が全半壊するなど被害を受けた場合、申請により、介護サービス費等の利用者負担額を減免します。

◆対象者

氷見市の介護保険の被保険者で、要介護（要支援）認定を受けられた方のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する方

⑴　住宅の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
⑵　主たる生計維持者が死亡した方
⑶　主たる生計維持者の収入が著しく減少した方

◆申請に必要な書類

・介護保険利用者負担額減額・免除申請書
・り災証明書（上記⑴の方）
・減免事由を証する書類（上記⑵、⑶の方）

◆申請期間

被災から３か月以内に申請

◆減免期間

申請月から令和９年７月末まで

◆減免金額

全壊・床上浸水　１００／１００
半壊　　９７／１００

◆留意事項

施設入所やショートステイ利用時の食費・居住費についてはこの減免の対象外です。

※国の通知等により取扱いが変更となる可能性があります。

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　福祉介護課
介護保険担当
TEL７４－８０６６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kaigo@city.himi.lg.jp

５９　障害福祉サービス等の利用者負担額の減免

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨による災害により障害者等又は生計維持者の居住する家屋が全半壊するなど被害を受けた場合に、障害福祉サービス等の利用者負担額を全額免除します。

◆対象者

災害により次の⑴～⑸のいずれかに該当する方

⑴　住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
⑵　主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を追われた方
⑶　主たる生計維持者の行方が不明である方
⑷　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑸　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆申請に必要な書類

・介護給付費・訓練等給付費利用者負担額減額・免除申請書
・障害福祉サービス受給者証
・罹災証明書（上記⑴に該当する方）
・免除事由を証する書類（上記⑵～⑸に該当する方）

◆免除期間

申請月から６か月間

◆問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　福祉介護課
障害者支援担当
TEL７４－８１１３
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：fukushi@city.himi.lg.jp

６０　保育料の減免

◆事業の内容

令和8年8月27日からの大雨により住宅等に著しい損害（世帯の総所得の 40%以上の額）を受けた世帯に対して、保育料を減免します。

◆減免対象

市内に住所を有する児童の保育料

◆減免の割合

対象児童の属する世帯の総所得に対する損害額率を小数点第二位で四捨五入したもの。

ただし、保険等によりその損失を補填された場合は、その額を損害額から控除。

◆減免の額

保育料基準額に減免の割合を乗じた額（10円未満切り捨て）　★月額の計算

	世帯全体の総所得金額	家屋の評価額	り災の程度(割合)	保険等の補填額	損害額	損害率(%) ※1	利用者負担額 ※2	減免額	減免後保育料額
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E) (B)×(C)－(D)	(F) (E)÷(A)	(G)	(H) (F)×(G)	(I) (G)－(H)
例 1	7,000,000	11,401,525	0.5	1,000,000	4,700,762	0.7	12,900	9,030	3,870
例 2	7,000,000	15,252,993	0.1	500,000	1,025,299	0.1	12,900	1,290	11,610
例 3	7,000,000	21,502,877	0.3	100,000	6,350,863	0.9	12,900	11,610	1,290

※1　小数点第二位で四捨五入。この時点で40%(0．4)未満の場合は、減免対象外。

※2　実際に納付すべき保育料額（減免前）

◆減免の期間

被災した日から保育料を納付すべき期間（満１歳に到達した日以後の最初の３月３１日）まで

◆減免の申請受付期間

令和9年3月31日まで

◆申請時に持参するもの

・減免申請書　様式第3号（第9条関係）
・氷見市保育料減免申請に係る同意書
・り災証明書　※氷見市から「り災の程度」を証明されたもの
・固定資産税納税通知書　※評価額の確認
・保険等での補填金額が判断可能な資料（対象となる場合のみ）
　保険会社からの支払通知書等　※保険適用がなされることを確認
・認め印（シャチハタ以外）

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　子育て支援課
保育サービス担当
TEL７４－８１１６
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kosodateshien@city.himi.lg.jp

６１　国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により医療機関などへの一部負担金の支払いが困難と認められるときは、一部負担金（医療費の自己負担）を減額・免除・徴収猶予します。

◆対象者

氷見市の国民健康保険の被保険者で次の⑴から⑷のいずれかに該当し、かつ収入・預金等の条件を満たす方

⑴　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けた方

⑵ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少した方

⑶ 事業又は業務の休廃止、失業当により収入が著しく減少した方

⑷ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき

区　分	認定基準・適用要件	適用期間
免　除	世帯主等の実収入月額＜基準生活費 かつ世帯主等の預貯金の額の合計額≦基準生活費１１０％×３か月	申請した日の属する月から原則３か月以内
減　額	基準生活費≦世帯主等の実収入月額＜基準生活費×１１０％ かつ世帯主等の預貯金の額の合計額≦基準生活費１１０％×３か月	申請した日の属する月から原則３か月以内
徴収猶予	基準生活費×１１０％≦世帯主等の実収入月額＜基準生活費×１２０％ かつ世帯主等の預貯金の額の合計額≦基準生活費１２０％×３か月	原則６か月以内

※基準生活費とは､生活保護法による保護の基準に規定する額に 1155/1000 を乗じたもの

※世帯主等とは、世帯主及び当該世帯に属する被保険者をいう

◆一部負担金の還付

一部負担金の免除対象者で、申請した月から３箇月以内の医療機関へ一部負担金を既に支払った一部負担金について、市役所で還付の申請をすることができます。次のものをご持参のうえ窓口で手続きをしてください。

⑴　領収書

⑵　通帳（世帯主もしくは医療を受けられた方）

⑶　り災証明書

⑷　窓口に来られる方の本人確認できる書類
⑸　世帯主等（被保険者含む）の預貯金額が確認できるもの
⑹　世帯主等（被保険者含む）の収入が確認できるもの
※国の通知等により取り扱いが変更となる可能性があります。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　市民課
保険年金担当
TEL７４－８０６１
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shimin@city.himi.lg.jp

６２　後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により住宅等の全壊・半壊などの損害を受けた場合に保険料を減免又は納付（徴収）猶予します。

◆対象者

市内に住所のある富山県後期高齢者医療広域連合の被保険者

◆提出書類

・後期高齢者医療減免申請書
・り災証明書
・火災保険等で補填される金額がわかるもの（⑴に該当の場合）
・収入減少の理由を証明するもの、収入金額のわかるもの（⑵に該当の場合）

◆減免金額

⑴　居住する住宅に損害を受けた方　⇒　全額免除または 一部を減額

前年中の合計所得金額	り災状況に対する減免割合			
	一部損壊	準半壊	半壊（※1）、床上浸水（※2）	全壊
500 万円以下	対象外		60%減免	100%減免
500 万円を超え 750 万円以下			40%減免	60%減免
750 万円を超え 1,000 万円以下			20%減免	40%減免

※１　大規模半壊、中規模半壊を含む　※２　損害程度が軽微なものを除く

⑵　世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①～②の全てに該当する方

①世帯主及びその他の世帯員である被保険者の令和８年の所得の見込み額が令和７年中の所得金額の２分の１以下に減少すること
②令和７年の所得の合計額が６００万円以下であること。

前年中の合計所得金額	り災状況に対する減免割合			
	一部損壊	準半壊	半壊（※1）、床上浸水（※2）	全壊
500 万円以下	対象外		60%減免	100%減免
500 万円を超え 750 万円以下			40%減免	60%減免
750 万円を超え 1,000 万円以下			20%減免	40%減免

※　国の通知等により取り扱いが変更となる可能性があります。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　市民課
保険年金担当
TEL７４－８０６１
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shimin@city.himi.lg.jp

６３　後期高齢者医療保険一部負担金の減免・徴収猶予

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により住宅が全壊した場合などに一部負担金（医療費の自己負担）を免除します。

◆対象者

市内に住所のある富山県後期高齢者医療広域連合の被保険者で次の⑴～⑷のいずれかに該当し、⑸⑹⑺のいずれかに該当する方

⑴　震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。（全壊）

⑵　干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により所得が３分の２以上、減少したこと。

⑶　事業又は業務の休廃止、失業等により所得が３分の２以上減少したこと。

⑷　重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、所得割合いが３分の２以上減少したこと。（ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）

⑸　【減額】世帯の実収入月額が基準生活費（生活保護法による保護の基準に規定するもの）の１１０％以上、１２０％未満の範囲にあること

⑹　【免除】世帯の実収入月額が基準生活費の１１０％未満であること

⑺　【徴収猶予】⑸⑹には該当しないが、広域連合長が必要と認める場合

※　減免等の決定に当たっては、一部負担金の支払いが困難となった理由（原因）収入状況、預貯金の額等、生活費や医療費に充てるべき収入や資産の保有状況、生活状況、その他の事情を確認のうえ、審査をします。

◆対象となる医療費

申請のあった日から６か月以内

◆一部負担金支払い免除のお手続き方法

⑴　免除証明書は、り災証明書及び収入のわかる書類をご準備のうえ、市民課保険年金担当で申請してください。免除証明書を医療機関に提示することで一部負担金の支払いを免除します。

⑵　免除証明書が無い方でも医療機関の窓口にて一部負担金の免除の対象者である旨を申告いただければ、一部負担金の支払いを猶予することができます。後日、り災証明の発行履歴等をもとに判定し、免除要件に該当する方は一部負担金の支払いを免除します。

※　免除要件に該当することが確認できなかった場合は、猶予している一部負担金をお支払いいただきます。

◆留意事項

・県外の医療機関を受診された際でも免除の対象となります。

・入院・入所時の食費・居住費、補装具（コルセット等）の購入費、整骨院・接骨院・はり・きゅう、あんまマッサージなどの療養費は免除の対象となりません。

※国の通知等により取り扱いが変更となる可能性があります。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　市民課
保険年金担当
TEL７４－８０６１
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shimin@city.himi.lg.jp

６４　国民年金保険料の納付免除

◆事業の内容

令和８年８月２７日からの大雨により、住宅、家財その他の財産について、おおむね２分の１以上の損害を受けられた場合に、国民年金保険料の全額が免除されます。

◆対象者

災害により国民年金保険料を納付することが困難、かつ住宅、家財その他の財産についておおむね２分の１以上の損害を受けられた方

◆提出書類

・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
・国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
・り災を証する書類（り災証明書）
・保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し

◆申請ができる期間

令和１０年６月３０日まで

◆免除される期間

令和８年７月分から令和１０年６月分まで

※免除申請は年度単位で行っていただくため、現時点では令和８年度分（令和８年９月から令和９年６月分まで）の申請手続きになります。令和９年度分（令和９年７月から令和１０年６月分まで）については、令和９年７月以降の受付となります。

◆申請先及び問い合せ先

市庁舎　Ｂ棟１階
市民部　市民課
保険年金担当
℡７４－８０５４
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shimin@city.himi.lg.jp

発行　氷見市
編集　氷見市企画政策部　地域振興課
〒935-8686　富山県氷見市鞍川１０６０番地
TEL 0766-74-8013　FAX 0766-74-8255
Email　chiikishinkou@city.himi.lg.jp